

京都市動物の愛護及び管理に関する不利益処分等取扱要綱

令和6年10月30日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づく業務停止命令、登録の取消し、許可の取消し及びその他の命令、動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号。以下「府条例」という。）の規定に基づく措置命令並びに京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例（平成27年京都市条例第76号。以下「市条例」という。）の規定に基づく措置命令及び過料処分について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法、府条例及び市条例において使用する用語の例による。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 業務停止命令 法第19条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業者に対する業務停止命令をいう。
 - (2) 登録の取消し 法第19条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業者に対する登録の取消しをいう。
 - (3) 許可の取消し 法第29条の規定に基づく特定動物飼養者に対する特定動物の飼養又は保管許可の取消しをいう。
 - (4) 措置命令等 法第22条の6、第23条第4項（第24条の4において準用する場合を含む。）、第24条の2第2項、第25条第3項若しくは第4項、第32条、府条例第10条又は市条例第10条第2項の規定に基づく命令をいう。
 - (5) 過料処分 市条例第14条、第15条又は第16条の規定に基づく過料処分をいう。
 - (6) 不利益処分 業務停止命令、登録の取消し、許可の取消し、措置命令等及び過料処分をいう。

(処分基準)

第3条 この要綱で定める不利益処分については、別表に定めるところにより行うものとする。

- 2 業務停止命令の期間は6月を上限とし、業務停止命令の原因となった違反行為の是正が認められる場合、当該業務停止命令を解除することができるものとする。
- 3 法第23条第4項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく措置命令の期限は3月を上限とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。
- 4 不利益処分の発出は、不利益処分の原因となった違反行為等の内容とは別の違反行為

等の内容に対する不利益処分及び動物の愛護及び管理に関する法律その他関係法令による指導等又は処分（過料処分を含む。）の実施を妨げない。

（聴聞及び弁明の機会の付与）

第4条 不利益処分を行おうとする場合にあつては、行政手続法（平成5年法律第88号）、京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）又は京都市行政手続条例（平成8年京都市条例第15号）の規定に基づき、次の各号の区分に従い、意見陳述のための手続を取るものとする。ただし、行政手続法第13条第2項第1号から第3号まで、京都府行政手続条例第13条第2項第1号から第5号まで又は京都市行政手続条例第14条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 聴聞

- ア 登録の取消し
- イ 許可の取消し
- ウ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 弁明の機会の付与

前号アからウまでのいずれにも該当しないとき。

2 前項に掲げる手続については、それぞれ次の各号に掲げる書面を用いる。

- (1) 聴聞 京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則（平成8年京都市規則第60号）で定める書面
- (2) 弁明の機会の付与 告知書及び弁明書

（処分等の通知）

第5条 業務停止命令及び措置命令等は、当該処分を受ける者に対し、命令書により通知することで行う。

2 登録の取消し及び許可の取消しは、当該処分を受ける者に対し、取消通知書により通知することで行う。

3 業務停止命令の解除は、当該解除を受ける者に対して、違反行為の内容の是正確認後に発出する解除通知書により通知することで行う。

4 過料処分は、当該処分を受ける者に対して、過料処分通知書及び20日以内の納期限を定めた納入通知書により通知することで行う。

（告発等）

第6条 本要綱に基づく処分のほか、関係法令に定める罰則を適用する必要があると認めるときは、捜査機関又は裁判所宛書面により告発等を行うものとする。

（補足）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は保健福祉局医療衛生担当部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月30日から施行する。

(別表) 不利益処分等基準

No.	根拠条文 (括弧内は関係条文)	違反行為等の内容	予定する不利益処分等
1	法第19条第1項第1号 (法第10条第1項及び第13条第1項)	不正的手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。	法第19条第1項登録の取消し
2	法第19条第1項第2号又は第3号 (法第12条第1項及び法施行規則第3条第1項又は第2項)	第一種動物取扱業者の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取り扱いに関し遵守すべき基準又は飼養施設に関し遵守すべき基準の違反に対し、危害の発生の防止又は適正な業務の確保を図るために必要があると認められるとき。	法第19条第1項業務停止命令
3	法第19条第1項第4号 (法第12条第1項及び法施行規則第2条第3項)	第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養に関し遵守すべき基準の違反に対し、危害の発生の防止又は適正な業務の確保を図るために必要があると認められるとき。	法第19条第1項業務停止命令
4	法第19条第1項第5号 (法第12条第1項第1号、第2号、第4号又は第5号の2から第9号まで及び法施行規則第3条第4項)	第一種動物取扱業者が法第12条第1項第1号、第2号、第4号又は第5号の2から第9号までに該当することとなったとき。	法第19条第1項登録の取消し
5	法第19条第1項第6号 (法第14条第1項又は第2項)	第一種動物取扱業者の虚偽の変更届出又は変更届出の未提出に対して、必要があると認められるとき。	法第19条第1項業務停止命令
6	法第19条第1項第6号	第一種動物取扱業者の法若しくはこれに基づく命令又は処分に対する違反について、必要があると認められるとき。	法第19条第1項業務停止命令
7	法第19条第1項第6号 (法第14条第3項)	犬猫等販売業廃止届出の未提出に対して、必要があると認められるとき。	法第19条第1項登録の取消し
8	法第19条第1項第6号	第一種動物取扱業者が、業務停止命令等の不利益処分によって違反の状態が改善される見込みがなく、危害発生のおそれがあり、また、業務を継続させることが不適当と認められるとき又は違反内容の改善についての意欲がなく、業務上の安全確保の責任を持ち得ず、業務を継続させることが不適当と認められるとき。	法第19条第1項登録の取消し
9	法第22条の6	犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生状況に照らして、検案書又は死亡診断書による事実確認の必要があると認められるとき。	法第22条の6提出命令
10	法第23条第1項 (法第21条第1項又は第4項 (法第24条の4において準用する場合を含む。))	第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者が、動物の健康及び安全を保持するとともに生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために遵守すべき基準違反に対し、危害の発生の防止又は適正な業務の確保を図るために改善すべきことの勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったとき。	法第23条第4項措置命令(法第24条の4において準用する場合を含む。)
11	法第23条第2項 (法第21条の4)	犬、猫その他法施行規則第8条の2第1項で定める動物の販売を業として営む第一種動物取扱業者が、動物の販売にあたって、あらかじめ当該動物を購入しようとする者(第一種動物取扱業者を除く)に対し、その事業所において、当該動物の現在の状態を見せるとともに、対面により書面又は電磁記録を用いて環境省令で定める適正な飼養又は保管のための必要な情報を提供しておらず、適正な業務の確保を図るために必要な措置をとるべきことの勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったとき。	法第23条第4項措置命令
12	法第23条第2項 (法第22条第3項)	第一種動物取扱業者の動物取扱責任者に対する研修受講義務の違反に対し、必要な措置をとるべきことの勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったとき。	法第23条第4項措置命令

13	法第23条第2項 (法第22条の5)	犬猫等販売業者が、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後56日(法附則第2項で定める指定犬については49日)を経過しない個体の販売のため又は販売の用に供するための引渡し又は展示を行っており、動物の健康と安全の保持及び適正な業務の確保を図るために必要な措置をとるべきことの勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったとき。	法第23条第4項措置命令
14	法第24条の2第1項	第一種動物取扱業者であった者が、法第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録の効力を失った又は第19条第1項の規定により登録を取消された日から2年の間に、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために必要な勧告を受けたが、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったとき。	法第24条の2第2項措置命令
15	法第25条第2項(法施行規則第12条)	動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因して、周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の住民からの苦情申し出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態又は周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態があり、その事態を除去するために必要な措置を採るべきことの勧告を受けた者が、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、生活環境の保全を図るために必要があると認められるとき。	法第25条第3項措置命令
16	法第25条第4項(法施行規則第12条の2)	動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じており、動物の健康と安全の確保のために必要があると認められるとき。	法第25条第4項措置命令
17	法第27条第2項(第28条第2項において準用する場合を含む。)又は第31条	特定動物の飼養若しくは保管の許可に際して付した条件又は特定動物の飼養又は保管の方法に関する規定に違反し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認められるとき。	法第32条措置命令
18	法第29条第1号から第4号まで(法第26条第1項、第27条第1項第2号又は第3号ハ)	特定動物飼養者が、法第29条各号に該当したとき。ただし、法第29条第2号に該当した場合は、かつ、違反の状況が改善できる見込みがない又は特定動物飼養者に改善の意思が認められないとき。	法第29条許可の取消し
19	府条例第5条 (府条例第9条第1項)	飼い犬が、人の生命、身体又は財産に危害を加えた際に、本市職員が行う立入調査の結果、危害の防止のための措置が必要と認められるとき。	府条例第10条措置命令
20	市条例第7条	多数の犬等の飼養等に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、必要があると認められるとき。	市条例第16条 10,000円以下の過料処分
21	市条例第8条第2項	飼い犬のふんの回収義務に違反した者に対し、必要があると認められるとき。	市条例第15条 30,000円以下の過料処分
22	市条例第10条第1項	所有者等のない動物に対して不適切な方法で給餌が行われ、周辺の住民の生活環境に支障が生じているため、勧告を受けた者が措置を採らず、かつ、当該支障が、複数の住民からの苦情申し出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態又は周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態があり、生活環境の保全を図るために必要があると認められるとき。	市条例第10条第2項措置命令

23	市条例第10条第1項	市条例第9条第2項の規定に基づく適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準に従わずに行われている給餌に起因して周辺の住民の生活環境に支障が生じているため、勧告を受けた者が措置を採らず、かつ、当該支障が、複数の住民からの苦情申し出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態又は周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態があり、生活環境の保全を図るために必要があると認められるとき。	市条例第10条第2項措置命令
24	市条例第10条第2項	市条例第10条第2項の規定による命令に違反した者に対し、必要があると認められるとき。	市条例第14条第1号 50,000円以下の過料処分
25	市条例第11条	所有者等又は所有者等のない動物に対して給餌を行っている者その他の関係者が、市長が求める報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合において、必要があると認められるとき。	市条例第14条第2号 50,000円以下の過料処分
26	市条例第12条	不適正な動物の取扱いが行われていると認められる場所への本市職員による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要があると認められるとき。	市条例第14条第3号 50,000円以下の過料処分